

毎週木曜日（祝日を除く）は19時まで住民票などの手続きができます

▼場所 市役所1番窓口

▼取り扱う業務 戸籍や住民票（住民異動届を含む）、印鑑登録証明書関係、外国人登録など

◎電話予約による証明書の交付

毎週金曜日（祝日はその前日）の17時までに、次の証明書を電話で予約した方に、翌土曜日の9時～12時に市役所の宿直室で交付しています。

●住民票の写し（本人・同一世帯）

●印鑑登録証明書（本人）

●外国人登録原票記載事項証明書

（本人）

▼問い合わせ 市民サービスG

☎051855

教育



遺跡の保護にご協力ください

遺跡は、文化財保護法により保護され、勝手に掘り返したり、その上に建物を建てることはできません。

市内には29カ所の遺跡が確認されており、遺跡やその周辺で土木工事や住宅建設をするときは事前協議が必要です。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の仮徴収のお知らせ

- 4月から『仮徴収』が始まります
平成24年度の各保険料（税）について、これまで特別徴収（年金からの天引き）により納めていた方や、昨年10月までに65歳になった方、新たに加入した方などで年金から差し引くことが可能になった方を対象に、『仮徴収』が始まります。
- 仮徴収期間 4・6・8月
- 仮徴収額
●これまで年金から差し引かれていた方
2月の年金から差し引かれた保険料（税）額と同じ額
- 新たに対象となった方
平成23年度の保険料（税）を元に算出した暫定的な金額
- 本徴収について
国民健康保険は6月、介護保険・後期高齢者医療は7月に正式な保険料（税）額を決定し、本徴収期間である10・12・2月で年間保険料（税）額から仮徴収額を除いた額を天引きします。
- 新たに『仮徴収』の対象となる方へ
4月上旬に送付する『仮徴収額決定通知書（お知らせ）』で仮徴収額をお知らせします。

問い合わせ
国民健康保険グループ
☎051771
高齢・介護グループ
☎055720
年金・長寿医療グループ
☎052137

年金・医療



※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 社会教育G

☎051129

ご存じですか？国民年金の『学生納付特例制度』

学生も20歳になると、国民年金に加入しなければなりません。

学生には、本人の前年所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

届け出をせずに、未納のままにしておくと、万一、事故や病気で重い

障がいが残っても障害基礎年金を受けられない場合がありますので、保険料の納付が困難なときは、必ず申請をしてください。

▼対象 大学（大学院含む）や短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する方

※対象にならない学校もあります。

▼必要なもの 年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書

◎平成23年度に、学生納付特例を承認された方で平成24年度も同じ学校に在学する方は

『学生納付特例申請書（はがき）』

が4月上旬に日本年金機構より送付されますので、必要事項を記入し送付することで、学生納付特例の申請ができます。

◎保険料の追納をお勧めします

承認期間は、将来受ける年金の受

給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。承認された期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納めることができます。

▼問い合わせ 年金・長寿医療G

☎052137

永住帰国した中国残留邦人・

樺太残留邦人の皆さんへ

60歳以上の中国残留邦人などで、一定の要件に当てはまる方に、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。

平成20年1月1日時点で、要件に該当していた方は、お早めにお問い合わせください。

▼申請締め切り 12月31日（月）

▼問い合わせ 厚生労働省中国孤児対策室

☎03152531111

『▼申し込み』『▼問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です